

出雲市監査委員告示 第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成28年5月30日に、出雲市教育委員会教育委員長から平成27年度定期監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年（2016） 6月 15日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

教 政 第 1 5 9 号
平成28年(2016)5月30日

出雲市監査委員 周藤 滋 様
出雲市監査委員 吾郷 紘一 様
出雲市監査委員 多々納剛人 様

出雲市教育委員会
教育委員長 本 田 惠 子

平成27年度定期監査に係る改善措置について（通知）

平成27年(2015)11月30日付け監査第96号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

平成27年度 定期監査に関する改善措置の状況

監査通知 年月日	監査文書 番号	監査 対象	指摘 事項 番号	監査結果	措置の状況	担当課
H27. 11. 30	監査第96号	教育部	1	<p>正当債権者以外への公金の支出について</p> <p>(2) 学校医等報酬について 出雲市立幼稚園、小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の配置及び報酬の支給に関する規則に規定された学校医等に対する報酬を、委嘱した医師ではなく当該医師が所属する医療法人に支出した事案が見受けられた。この支出も地方自治法第232条の5第1項に規定する「債権者のための支出(支出の効果が債権者に及ぶこと)」には該当しないと考えるので、この報酬については、委嘱した医師個人に対して支出することとされたい</p>	<p>平成27年度の報酬は、委嘱した医師個人に対して支出しました。</p>	教育政策課
H27. 11. 30	監査第96号	教育部		<p>厳密な運用が求められる随意契約について</p> <p>出雲科学館理科学習児童生徒輸送業務 この業務は、市内小中学校(第一中学校を除く)の児童・生徒を各学校から科学館まで理科学習のため輸送する業務を民間バス運送事業者へ委託するものである。 契約方法は、初年度の平成14年度は提案書比較方式、平成15・16年度は指名競争入札、平成17～21年度は1業者との随意契約(その性質又は目的が競争入札に適しないもの 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)、平成22～26年度は事前に複数の業者から提出された調査票を選定委員会で審査し総合的に勘案して業者を決定する随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 以下「総合評価方式」という。)により契約が行われている。 通常、人員運送においてその性質又は目的が競争入札に適しない業務とは、例えば「特殊な技術や手法等を持ち、その業者でなければ行うことができず、価格のみをもって決定することができない業務」等が考えられるが、当該業務は、過去に指名競争入札の方法により契約が締結されていたことから、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するかは疑問である。 平成26年度は、総合評価方式により業者選定が行われており、契約にあたって複数の業者が応募(競争に参加)できる環境は確保されているものの、平成22年度以来、調査票の提出が1社のみであり、結果として特定の者と長期間にわたり随意契約を締結している状況は、決して好ましいものではない。 現在の総合評価方式では、バスの保有台数の少ない業者の応募が実質的に困難であるならば、真に公正な競争に資するよう条件の見直し等を検討されたい。</p>	<p>平成27年度から、バスの保有台数の少ない業者が参入しやすいように、地区別に5系統に分けて総合評価方式による業者選定を行うよう見直しました。結果は、1社のみ応募でしたが、事務処理や安全性、車両の安定した運行の面などからこれ以上の分割は困難であると考えており、現行の方式を当面継続していきたいと考えています。</p>	出雲科学館